

気象警報発表時の休業及び登下校について

R3.5.1

- 1 「特別警報」および「大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪」の警報（以下「警報」という）発表時の対応
 - (1) 生徒が登校する以前に学校が所在する地域に「警報」が発表されている場合
 - ア 始業時刻の2時間前までに解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - イ 始業時刻の2時間前より午前10時までに解除された場合は、5限目（13:30）より授業を行う。その15分前にSHRを行う。ただし、新型コロナウイルス感染症対策中は、健康チェックをSHRの20分前から行う。
 - ウ 午前10時以降に解除された場合は、当日の授業は中止とする。
 - エ ア、イの場合において、生徒の居住地及び通学経路が含まれる地域に「警報」が発表されている場合。または、道路、橋の損壊などで登校が危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校せず、身の安全を確保すること。
 - (2) 登校中に「警報」が発表された場合
 - ア 「警報」発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校で待機する。
 - (3) 生徒が登校後に「警報」が発表された場合
 - ア 原則として、「警報」が解除され通学路の危険が無くなるまで学校待機とする。
 - イ アの場合において、保護者が安全に生徒の引き取りが可能な場合には、保護者に生徒を引き渡す。
 - ウ 「警報」が解除され、気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合は下校させる。その場合は、自宅へ到着したことを決められた方法で学校へ連絡する。
 - (4) 「警報」の発表が予想される場合
 - ア 気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長が「警報」発表に先立って休業や授業の中止を決定することがある。
 - イ 校長が始業前に休業を決定した場合には、生徒や保護者へ連絡する。
- 2 気象に関する「注意報」が発表された場合
「注意報」の場合は、平常通り授業を行うことを原則とするが、地域的に極めて危険な場合は、保護者の判断により自宅待機させ、学校に連絡する。
- 3 土曜日・日曜日等の授業日以外の日「警報」が発表された場合の部活動等の諸活動の対応は、原則として授業日と同様とする。
- 4 上記の対応について、生徒及び保護者への連絡は、原則として学校ホームページ及び学校発信メールを使用する。
- 5 情報の把握・収集
 - (1) 現在、気象情報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
 - (2) 警報発表時や警報発表が予想される場合は、学校からの情報に注意すること。